

財務省第5入札等監視委員会

平成30年事務年度 第1回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成30年10月5日（金）東京税関会議室		
委員	委員 村山周平 (村山周平事務所・公認会計士) 委員 福島洋尚 (早稲田大学大学院教授) 委員 藤重由美子 (東京八丁堀法律事務所・弁護士)		
審議対象期間	平成30年4月1日（日）～平成30年6月30日（土）		
抽出事案	4 件	(備考)	
1 競争入札（公共工事）	1件	契約件名：東京港湾合同庁舎電話交換機設備更新工事 契約相手方：電通工業株式会社 (法人番号7010401018749) 契約金額：14,990,400円 契約締結日：平成30年6月28日 担当部局：東京税関	
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：平成30年度 横浜税関資料展示室に関する案内業務等委託契約 契約相手方：特定非営利活動法人クイーンの塔 (法人番号9020005004770) 契約金額：4,734,720円 契約締結日：平成30年4月2日 担当部局：横浜税関	
3 隨意契約（物品役務等）	1件	契約件名：サルの保管業務委託 契約相手方：佐野運輸株式会社 (法人番号5140001007983) 契約金額：@2,500円ほか 契約締結日：平成30年4月19日 担当部局：東京税関	
4 隨意契約（物品役務等）	1件	契約件名：埠頭監視カメラシステムの賃貸借契約 契約相手方：NECネクサソリューションズ株式会社 (法人番号7010401022924) 株式会社J E C C (法人番号2010001033475) 契約金額：150,590,880円 契約締結日：平成30年4月2日 担当部局：横浜税関	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：東京港湾合同庁舎電話交換機設備更新工事</p> <p>契約相手方：電通工業株式会社 (法人番号7010401018749)</p> <p>契約金額：14,990,400円</p> <p>契約締結日：平成30年6月28日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>東京港湾合同庁舎の電話交換機は、設置から18年を経過している。</p> <p>当該設備の主要部品は既に生産を終了しており、故障等の不具合への対応が困難な状況であることから、更新を実施するものである。</p>
<p>予定価格の積算方法について説明願いたい。</p>	<p>複数者から徴した見積書と当関における過去の調達実績を勘案し積算した。</p>
<p>低落札率(28.9%)の要因について説明願いたい。</p>	<p>落札者である電通工業株からのヒアリングによると、今回工事で納める電話交換機の製造メーカーと同社は特約店契約を結んでおり、競合相手となる各メーカーの代理店企業よりも安価で仕入れることが可能であったとの見解である。</p>
<p>予定価格と落札金額との乖離が大きいことから、予定価格作成時の見積書の取得方法について改善の余地はないのか説明願いたい。</p>	<p>当関における過去の同種の入札結果から、見積金額と落札金額の乖離は想定できたため、過去の同種工事における落札率を勘案し予定価格を積算したものである。しかしながら、本件入札においては、想定以上に競争が働き、結果として低価での落札となった。市場価格調査時点における見積書については、本件工事費に占める割合として機器費が大部分を占めており、各社とも製造メーカーの希望小売価格の機器費に労務費を加算した構成となる。今後の同種の入札においては、今回の落札率を勘案した、より適切な予定価格の決定に努めて参りたい。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案2】</b></p> <p>契約件名：平成30年度 横浜税関資料展示室に関する案内業務等委託契約</p> <p>契約相手方：特定非営利活動法人クイーンの塔 (法人番号9020005004770)</p> <p>契約金額：4,734,720円</p> <p>契約締結日：平成30年4月2日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>案内業務の必要性について</p>	<p>横浜税関本関の資料展示室は、横浜観光スポットに位置し、多数の観光客が訪れている。来訪者の満足度を向上させるために展示物品の説明業務、団体見学者への対応及び資料展示室の管理業務を委託するものである。</p> <p>横浜税関本関庁舎は、平成13年に「歴史的建造物」として横浜市から認定され、また、内閣官房の「観光ビジョン実現プログラム2018」において、「魅力ある公的施設・インフラの大膽な公開・開放」の重点施設に指定されるなど、市民や観光客等も横浜港の歴史的シンボルとして認識し、平日休日を問わず、展示室には多数の方が訪れている。</p> <p>このように、展示室は税関のプレゼンス、取組みを紹介する絶好の場であるところ、子供から大人まで幅広い年齢層の方が訪れる中、特に、税関の使命の一つである「安全安心な社会の実現」に向けては、単に展示物を眺めて頂くだけでは足りず、不正薬物（覚せい剤、ヘロイン、大麻等）を使用することの恐ろしさや摘発状況、偽ブランド品に象徴される知的財産権を侵害する物の流通状況など、我が国が置かれた現状を認識・理解して頂くための啓蒙が極めて重要であると考え、展示室来訪者の年齢層・来訪趣旨等に応じて税関の取組み等を丁寧かつ的確に伝えていくことに重点を置いている。</p> <p>よって、多数の方が展示室に来訪している状況を踏まえれば、展示室における案内業務は、税関として不可欠な業務であると判断している。</p>

意見・質問	回答
一者応札の要因について	<p>契約相手「クイーンの塔」は、港町ヨコハマを訪れる観光客等に対し、横浜港の歴史や港の仕事について理解して頂くための諸活動を通じて横浜港のイメージ・アップを図り、更には港の活性化に寄与することを目的に、平成15年に特定非営利活動促進法に基づく法人（N P O 法人）として設立された。</p> <p>非営利であることから、民間企業に比べ低価格による応札が可能と思料されるところ、過去に行った入札説明会参加者へのヒヤリングにおいては、契約額を考慮すると金額的に争えないため辞退している旨の回答があったところである。</p> <p>よって、民間企業としては、非営利活動法人の入札参加実態・契約額を踏まえ入札に参加しない判断をしたため、一者応札になっているものと推測する。</p>
<p><b>【事案3】</b></p> <p>契約件名：サルの保管業務委託</p> <p>契約相手方：佐野運輸株式会社</p> <p>（法人番号5140001007983）</p> <p>契約金額：@2,500円ほか</p> <p>契約締結日：平成30年4月19日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	<p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>生体のサルを輸入する際は、当該サルがエボラ出血熱やマールブルグ病等感染症の病原体を保菌している虞があるため、一定期間、指定された場所において隔離観察を実施することが定められている（感染症予防法55条：輸入検疫）。</p> <p>今般、成田税関支署において密輸を企図して持込まれたサルが摘発されたところ、上記規定はこのような所謂「密輸サル」にも適用されるため、一定期間（90日間）、動物検疫所の指定施設（動物検疫所関西空港支所監査課検疫施設。以下、動検施設という）において隔離観察を実施する必要が生じ、サルの飼育管理を依頼したものである。</p>
随意契約の理由について説明願いたい。	<p>隔離観察期間における動検施設でのサルの飼育管理は取扱業者に委託することとなっているが、当該取扱業者は動物検疫所が開催する安全講習を受講し、かつ、動検施設の庁舎使用願いの許可を得ていることが要件となっている。</p>

意見・質問	回答
<p>契約相手方である佐野運輸（株）への飼育を依頼したことだが、どのような業務なのか。また、契約金額には保管費用も含まれているのか。</p>	<p>これら要件を満たしているのは、今回の契約相手先である佐野運輸（株）1社であったことから、当該者と随意契約を締結するに至ったものである。</p> <p>飼育管理には、サルへの給餌、排泄物の処理、飼育場所の清掃等が含まれている。保管については、上述のとおり動検施設にてその管理下に置かれることから、契約内容に保管業務は含まれていない。</p>
<p>サル以外の生体における対応について説明願いたい。</p>	<p>サル以外の生体については、隔離観察の必要がないため、飼育場所等の制限もない。そのため、飼育のノウハウを持つ業者で見積合わせを行い、安価な業者と契約している。</p>
<p><b>【事案4】</b></p> <p>契約件名：埠頭監視カメラシステムの賃貸借契約</p> <p>契約相手方：N E C ネクサソリューションズ株式会社 (法人番号7010401022924)</p> <p>株式会社 J E C C (法人番号2010001033475)</p> <p>契約金額：150, 590, 880円</p> <p>契約締結日：平成30年4月2日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>本契約は昼夜を問わずに効率的かつ効果的な船舶や乗組員等の取締を実施するため、川崎港及び鹿島港の埠頭監視カメラシステムの賃貸借契約である。</p> <p>全国で同様のシステムを導入しており、その賃貸借期間は通常6年間・72ヶ月であるところ、川崎港・鹿島港における契約においては、当初契約で平成26年2月1日から平成30年3月31までの50ヶ月（一般競争入札）、本契約で平成30年4月1日から平成32年1月31までの22ヶ月（公募を経た随意契約）を賃貸借契約した。本来、当初契約と本契約を合わせた72ヶ月（平成26年2月1日から平成32年1月31まで）を契約期間とするところ、予算の制約上、当初契約では50ヶ月、本契約においては22ヶ月の賃貸借契約を締結したものである。</p>

意見・質問	回答
契約形態（3者契約）について説明願いたい。	<p>契約相手方については、当初契約、本契約のいずれも「NECネクサソリューションズ株式会社（以下「NEC」という。）と「株式会社JECC（以下「JECC」という。）」であるが、NECが当該システムの製造、設置及び保守を担当し、またJECCが当該システムを賃貸借することから、横浜税関と両社の3者契約（第三者貸付方式）である。</p> <p>3者契約をした理由としてリース会社のみとの契約をすると、隨時保守などの時に直接保守会社と連絡が取れないことから機器の状態などが伝わりにくくなってしまうため、保守会社を含めた3者契約としている。</p>
監視カメラの配置について説明願いたい。	<p>監視カメラの配置場所については、取締対象船舶の入港状況等を踏まえ、現地調査の上決定している。</p>
用途・効果について説明願いたい。	<p>本契約を含め、各埠頭に設置した監視カメラシステムは、取締対象船舶が接岸した際の乗組員・訪船者や不審車両・不審船の動向を監視するための取締機器である。</p> <p>効果として、昼夜を問わず鮮明な映像が得られるため乗組員等の監視に最適であること、複数の取締対象船舶の監視が可能であることが挙げられる。</p>